

望月厚子の これだけは言っておきたい!

第198回 残業し過ぎると年金が減る?~標準報酬月額の決まり方

●残業しすぎると年金が減る?

老齢年金を受給しながら働いているMさんから、「残業代が増えると年金が減るって本当ですか」と質問されました。先輩社員から、残業代が増えたら年金が減った、という話を聞いて心配になったそうです。

今回は、残業代が増えると、年金額が減るかどうか説明しましょう。

●標準報酬月額とは

健康保険・厚生年金保険の保険料や年金額の計算は、被保険者が受け取る給与（基本給のほか通勤手当や残業手当などを含めた税引き前の給与）を、一定の幅（等級）で区分した「報酬月額」に当てはめて決定した「標準報酬月額」で行います。

標準報酬月額は、厚生年金保険が1等級（8万8,000円）から32等級（65万円）まで、健康保険が1等級（5万8,000円）から50等級（139万円）までに区分されています。たとえば、標準報酬月額30万円というと、報酬月額が29万円以上31万円未満の間ということになります。

標準報酬月額の対象となる報酬には、賃金、給料、手当など労働者が労働の対償として受けるすべてのものを含みます。また、金銭だけでなく、通勤定期券、食事（給食や食券等）、住宅（社宅、社員寮等）など現物で支給されるものも含まれます。

望月 厚子 ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士
大手生保在職中にFP資格取得。FP会社で実務経験を積んだら独立、社会保険労務士資格を得。現在は相談業務、原稿執筆、セミナーに従事。

ただし、見舞金、慶弔費、交際費、大入袋など臨時に受けるもの等は、ここでいう報酬には含まれません。

●標準報酬月額の決定のタイミング

標準報酬月額の決定のタイミングには、次の①～③があります。

① 資格取得時の決定

入社時に行う標準報酬月額の決定手続きが資格取得時の決定です。雇用契約書などに記載されている報酬等を基に標準報酬月額を決定します。

② 定時決定（算定基礎届）

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、会社は、毎年1回、標準報酬月額を計算し、日本年金機構に算定基礎届を提出します。これを定時決定といいます。

定時決定は、7月1日現在で使用している全被保険者の4月～6月の3カ月間の報酬で、平均月額を計算します。決定した標準報酬月額の適用期間は、その年の9月から翌年8月までです。

なお、4月～6月の3カ月間に「残業が多くなった」、「昇給した」、「新たに役付手当が支給されるようになった」といった場合には、報酬が上がるため、標準報酬月額の等級も上がることがあります。その結果として、健康保険・厚生年金保険の保険料が増えたり、在職老齢年金の適用

により、老齢厚生年金が減額になる場合があります。

③ 随時改定（月額変更届）

定時決定の時期以外に、昇給や降給等で、被保険者の固定的賃金が大きく変動した場合に行われる手続きです。固定的賃金とは、基本給・役付手当など、勤務時間や営業成績などに関係なく、月単位などで一定額が継続して支給される報酬のことです。間違えやすい点として、定時決定では、残業手当も報酬に含んで改定されますが、随時改定では、残業手当の増減は固定的賃金の変動でないため、改定は行われません。

随時改定は、次の（ア）～（ウ）の全てに該当しなければ行いません。

（ア）昇給・降給など固定的賃金に変動があったとき

（イ）従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差が生じたとき

（ウ）固定的賃金が変動した日以後、継続した3カ月間の報酬の支払基礎日数がそれぞれ17日（短時間労働者は11日）以上あること

●Mさんのケースでは

Mさんの昨年の定時決定時の標準報酬月額は38万円でしたが、今年は下図のとおり、残業手当の増加で標準報酬月額が1等級上ることになり、10月支給分の給与から健康保険・厚生年金保険の保険料が増えます。

ただし、ご心配されていた年金額については、在職老齢年金による減額はありません。

○ Mさんの2024年の標準報酬月額は38万円

○ Mさんの2025年の4月～6月の給与 ※ボーナスの支給はない

4月⇒基本給36万円+通勤手当1万円+残業手当3万8,000円=40万8,000円…①

5月⇒基本給36万円+通勤手当1万円+残業手当4万円=41万円…②

6月⇒基本給36万円+通勤手当1万円+残業手当4万5,000円=41万5,000円…③

報酬月額⇒123万3,000円(=①+②+③)÷3カ月=41万1,000円 ※2025年9月からの標準報酬月額は41万円

○ Mさんの特別支給の老齢厚生年金の額⇒120万円(月額に換算すると10万円=基本月額)

○ Mさんの在職老齢年金の計算

総報酬月額相当額41万円+基本月額10万円=51万円

在職老齢年金の支給停止基準額51万円⇒在職老齢年金による支給停止なし